

事務連絡  
令和7年2月20日

熊本県薬剤師会  
会長 富永 孝治 様

益城町福祉課長

益城町重度心身障害者医療費助成制度の一部現物給付化について  
(一部訂正のお知らせ)

平素より本町の重度心身障害者医療費助成事業につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年6月20日付け益福第871号にてお知らせした標記の件について、制度説明の一部を下記の通り変更させていただくことになりました。

皆様に大変ご迷惑をおかけしますが今後とも制度の円滑な運用について、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、**3月診療分以降、特定疾病療養受療証の併用については、現物給付の対象外(特定疾病優先)**となりますので、この旨、貴会会員に対し周知いただきますようお願いいたします。

現物給付の対象とならないもの
① 70歳以上で国民健康保険や社会保険に加入されている方
② 同一医療機関における同一月の入院・外来などの区分ごとに診療点数の総点数が7,000点以上の場合
③ 治療用装具療養費(例:医師の指示によりコルセットを作成した場合)
④ 熊本県外の医療機関・調剤薬局での診療及び調剤の費用
⑤ はり・きゅう・あんま・マッサージの施術
⑥ <b>特定疾病療養受療証の併用(追加)※</b>

※特定疾病が優先となります。

制度の詳細については、町ホームページをご確認ください。

(ホームページ URL) <https://www.town.mashiki.lg.jp/kiji0036677/index.html>

(問合せ先)  
益城町役場福祉課  
障がい支援係 坂本・西村  
電話:096-286-3115(直通)